様式第３の７　（第７条の７関係）

放置違反金公示納付命令書

１　納付命令を受ける者
　　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
２　納付命令の内容
　　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
３　納付命令の理由
　　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和　８年１１月　４日

高知県公安委員会

弁明通知書番号
第８３－１０１－２６０９１１－０８５００２号
第８３－１０１－２６０９２９－０８７００１号
第８３－１０１－２６１００３－０８３００１号
第８３－１０２－２６１００３－０８８００１号

弁明通知書番号
第８３－１０１－２６０９２２－０８７００４号
第８３－１０１－２６１００２－０８４００１号
第８３－１０１－２６１００４－０８７００１号